

○法務省令第三号
厚生労働省令第三号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第二項第六号及び第九条第一号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月十六日

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

省 令

			改	正	後

			改	正	前

			改	正	前

			改	正	前

			改	正	前

七 (略)

七 (略)

別表第二

一〇六 (略)

七 その他 (十九職種三十五作業)

職種	作業
(略)	R P F 製造
R P F 製造	R P F 製造作業
鉄道施設保守整備	軌道保守整備作業
ゴム製品製造	成形加工作業
	押出し加工作業
	複合積層加工作業
	混練り圧延加工作業

職種	作業
(略)	R P F 製造
R P F 製造	R P F 製造作業
(新設)	(新設)

八 (略)

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省、厚生労働省、国土交通省、経済産業省、環境省
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）を実施するため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令を次のように定める。

令和三年三月十六日

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 梶山 弘志

経済産業大臣 野上 浩太郎

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の規定に基づく立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第十一項の規定に基づく立入検査の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則

(昭和四十六年大蔵省、運輸省、通商産業省、令第三号) 第三十八条の規定にかかわらず、別記様式によることができる。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則